

奈良県農業総合研究センター研究評価委員会実施要領

1. 目的

この要領は、奈良県農業総合研究センター研究評価委員会規則に基づき、研究評価の実施に必要な事項を定める。

2. 研究評価方法

研究評価の評価項目、評価基準及び評価シートは別添資料のとおりとし、評価対象課題及び方法は次のとおりとする。

- (1) 評価委員会は、中期運営方針に基づく課題について別紙に示す5段階の評価を行う。
- (2) 評価委員会の各委員の評点を合算の上、平均値を求める。

3. 評価結果の活用・公表

奈良県農業総合研究センターは、評価の結果を研究活動等に適切に反映させ、9未満の場合、委員の提言に従って修正又は見直しを行い、研究企画委員会へ報告する。

なお、評価の結果等については公表するものとする。

4. その他

平成27年3月1日 制定

令和 7年2月27日 改正

令和 8年4月 1日 改正

別紙

研究評価の内容及び評価項目、評価基準

研究評価の内容は、次の評価項目ごとの評価基準により5段階評価とする。

[評価項目(3項目)]

(1) 課題設定

◇ 県農政上の重要性や必要性を有しているか。

[評価基準(5段階評価)]

- 5: 県農政上、極めて重要性かつ必要性を有する課題である。
- 4: 県農政上、十分に重要性かつ必要性を有する課題である。
- 3: 県農政上、重要性もしくは必要性のある課題である。
- 2: 県農政上、重要性もしくは必要性の弱い課題である。
- 1: 県農政上、重要性もしくは必要性が微小あるいは皆無である。

(2) 手法の妥当性

◇ 研究開発の手法は目標を達成する上で適切か。

[評価基準(5段階評価)]

- 5: 研究開発の手法は、極めて適切であり、想定を大きく上回る成果も期待できる。
- 4: 研究開発の手法は、適切であり、想定以上の成果も見込める。
- 3: 研究開発の手法は、概ね適切である。
- 2: 研究開発の手法は、適切でない部分があり、修正が必要である。
- 1: 研究開発の手法は、適切とはいえず、大幅な見直しが必要である。

(3) 達成状況

◇ 最終目標の達成に向けて、必要な技術的課題を順調に解決しているか。

[評価基準(5段階評価)]

- 5: 最終目標に向けた技術的課題を、計画より早く、もしくはより広範に解決できている。
- 4: 最終目標に向けた技術的課題を、十分に解決している。
- 3: 最終目標に向けた技術的課題を、概ね順調に解決している。
- 2: 最終目標に向けた技術的課題の解決が遅れている。
- 1: 最終目標に向けた技術的課題の解決ができていない、もしくは極めて遅れている。